

令和4年10月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 五日市 王

医療、介護、保育、福祉などの職場で働く全ての労働者の大幅賃上げ
を求める意見書

国民の命と健康を守っている医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての
労働者の賃金を大幅に改善する対策を講ずるよう強く要望する。

理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保
健衛生行政の強化と国民生活への支援や補償は、まさに喫緊の課題である。感染
が拡大し医療崩壊が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編や縮
小、医療従事者数の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本
の医療及び社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難
をもたらし、国民の命を危うくしている。

政府は、看護師、介護職員、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うこ
とを明らかにしたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感
できる水準ではなかった。2022年春闘の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合
連合会加盟組織の調査（令和4年7月13日現在回答数207組織）では、基本給に
反映したとの回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府
が宣言した賃上げには全くつながっていない。さらに、職場に分断が生じる、あ
るいは、10月以降の内容が不明で継続性が疑われるなどの理由で申請しないとの
回答も出された。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10月以降の診療報酬上の評
価について、中央社会保険医療協議会が令和4年8月10日に答申を出した。今回
の診療報酬上の評価では賃上げ3%に相当する月額1万2千円を盛り込んだこと
は一定の評価はできるが、その一方で、今回の賃上げ対象者は、就労看護師約
166万人のうち61万人余りと4割にも満たない割合であり、対象医療施設も17万
8千余りある医療施設のうち2,720施設とわずかに1.5%程度と非常に限定的であ
る。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回
同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断が生じ、

かえって混乱を広げることとなる。

国民の命と健康を守っている、全ての医療機関や介護事業所と、そこで働く全ての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務である。

よって、国においては、医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての労働者の賃金を大幅に改善するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援として行うこと。
- 2 介護、保育、福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
- 3 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。